

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A会社（以下「事業場」という。）の事業主であり、現場作業、監督指導、建設設備一式、プラントの配管の業務に従事し、平成〇年〇月〇日から中小事業主等として労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に特別加入している者である。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場解体作業現場において、オイル缶の空き缶を脚立代わりに使用していたところ、バランスを崩して転倒、負傷し（以下「本件災害」という。）、同日、B病院に受診し、「左鎖骨骨折、頭部外傷」等と診断され、加療の上、平成〇年〇月〇日に治癒となったが、同年〇月〇日、私用で交通事故に遭い（以下「本件交通事故」という。）、同年〇月〇日、C病院、同年〇月〇日、D医院に受診し、「左鎖骨偽関節」と診断された。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、E病院に受診し、「うつ病」と診断され、同年〇月〇日、C病院に受診し、「うつ病」と診断された。請求人は、本件災害の治療のための手術が失敗したこと、本件交通事故による給付が受けられなくなったこと、肉体労働が本分である自分の範囲を超えた職務を行ったこと等がうつ病を発病した原因であると主張しつつ、これらを含めて、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとしている。

- 3 本件は、請求人が、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処

分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師作成の同年〇月〇日付け回答書及びG医師作成の同年〇月〇日付け意見書を始めとする各医学的資料を踏まえ、請求人は、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別添の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、「（重度の）業務による病気や怪我をした」、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」及び「業務に関連し、重大な人身事故、重大な事故を起こした」等認定基準別表1の具体的出来事に該当する出来事が縷々あり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているので、以下検討する。

(イ) 請求人主張の認定基準別表1の具体的出来事「（重度の）業務による病気や怪我をした」に該当する出来事とは、本件災害による傷病を指しているところ、当該傷病については、加療の上、平成〇年〇月〇日に治癒となったものの、同年〇月〇日の本件交通事故後、労災保険による治療が再開され、C病院に〇日間、B病院に〇日間、リハビリの為に入院を行ったというものであるが、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日付け医師面談書において、H医師は、B病院における入院の要否について、要旨、「傷病の状態は、通院治療でも十分な治療効果が望めたが、請求人の強い希望等から入院することになったもので、請求人の日常生活を介助出来る者がいれば、通院治療は可能であった。」と述べ、さらに、請求人の傷病の程度について、「社会復帰が見込めない重度の傷病の状態では無く、リハビリ治療の経過も良好で社会復帰出来る可能性がある。」とも述べている。

当審査会としても、当該出来事は認定基準別表1の具体的出来事「（重度の）病気やケガをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）に該当するとみて検討したが、入院に至る事情及び後遺障害を残すような傷病程度でもないことを鑑みると、当該出来事の心理的負荷の総合評価を「中」と

した審査官の決定は、妥当なものであるものと判断する。

(ウ) 次に、請求人が認定基準別表1の具体的出来事「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）、「業務に関連し、重大な人身事故、重大な事故を起こした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）、「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）、「会社で起きた事故、事件について、責任を問われた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）、「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）、「ノルマが達成できなかった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）、「勤務形態に変化があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）、「仕事のペース、活動の変化があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）に該当する旨を主張する出来事については、何れも本件災害若しくは平成〇年〇月〇日に発生した信号停車中に請求人がギアをバックに入れて後進、後方の車にぶつけて、右肩、頸椎等を受傷したという事故に関する出来事であり、評価期間中における出来事に該当せず、当審査会としても、認定基準別表1の具体的出来事として評価することは出来ない。

(エ) また、請求人によると、請求人の子を平成〇年〇月〇日から〇年間の約束で雇用したが、同年〇月で解雇することにし、電話で口論となり、同年〇月までの〇か月分の給与を支払ったという出来事があり、請求人は、これが、認定基準別表1の具体的出来事「部下が減った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅰ」）及び「部下とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する出来事であると主張しているが、そもそも、本件災害以降、請求人は、事業を行うことなく、事業場の業務には従事しておらず、事業場で唯一人の労働者である請求人の子を事業活動の無い時期に雇用した上で解雇したということによって、事業場の業務に何らの影響も認められず、さらに、H及び請求人の子の申述からも、特段、請求人親子の間で、上司と部下の関係として、トラブルが生じたとも認められない。

したがって、当審査会としても、これら請求人の主張内容を認定基準別表1の具体的出来事として評価することが出来ないとした審査官の決定は、妥当なものであるものと判断する。

(オ) さらに、請求人は、「本件交通事故による相手側からの給付が受けられなくなったこと」、「事業のスケジュールの目途が立たないこと」、「従業員に会社利益が無くても賃金の支払い等がありすぎたこと」、「労災保険に係る手続きが煩雑であったこと」及び「肉体労働が本分である自分の範囲を超えた職務を行ったこと」等が本件疾病発病の原因であるとも主張する。

ところで、請求人は特別加入者であることから、事業主の立場において行う事業主本来の業務については労災保険の対象とはならず、事業のために行う行為やこれに直接附帯する行為を行う場合についてのみ労災保険の対象となるものである。

そこで、請求人が提出した労働者災害補償保険特別加入申請書をみると、事業に係る業務の具体的内容について、「現場作業及び監督指導、建設設備一式、プラントの配管」と記載されており、請求人が縷々主張する内容は、当該申請書に記載された行為に該当せず、特別加入者として労災保険の対象にはならないものと判断する。

(4) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(5) 上記のとおり、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「中」の出来事が1つ認められるものの、その全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

また、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。